

平成 25年 12月 3日

民主党
柔道整復師の業務を考える議員連盟
御中

一般社団法人
全国柔道整復師連合会
代表理事 田中威勢夫
保険部長 田村公伸

『受領委任の取扱規程』、『療養費の支給基準』の 改善要望

謹啓 平素は柔整師業界に御高配賜り、厚く御礼申し上げます。

我々柔道整復師は受領委任の取扱規程(以下、「取扱規程」と言う。)及び算定基準を遵守し適正施術、適正申請を行っているところですが、平成24年3月12日付けの『柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について』と題した、厚生労働省保険局各課通知(保医発、保保発、保国発、保高発 0312第1号)(以下、「0312第1号通知」という。)に関し、ついでには柔道整復施術療養費支給申請における「負傷日」ならびに「負傷原因」についてのご理解、延いては取扱規程の修正反映を厚生労働省へ申し立てるべく、参考資料を併せ当会の見解を申し上げ、要望致します。 謹白

—記—

●取扱規程 第4章 24 (5)について

「3部位目を所定～(中略)～すべての負傷名にかかる**具体的な負傷の原因**を申請書の～(後略)」とあるが、この『**具体的**』については、0312第1号通知中、様式例1、別添3-2に記載されている「負傷原因」の確認方法として、全ての受傷(炎症)が明確に記載出来るものではない。

身に覚えのない青あざが突如体幹等、身体表面に現れ、「何?これは打撲?いつ?」とご自身で疑問を持たれた事は誰しもが経験している筈です。

負傷したのなら必ず原因はあると推測するが、適切な表現に至らない負傷も存在し、『いつ、どこで、何をしていた、どんな症状があるか』を明確に現せないケースもあるという事をご理解いただき、厚生労働省保険局においては、0312第1号通知の様式例1、別添3-1、同3-2及び取扱規程への加筆修正の程、お願い申し上げます。

又、「炎症」と「疼痛」についての見解、添付資料も考察いただき、併せて柔道整復師の業務範囲について、支給基準の改正審議を希求いたします。

【柔道整復施術療養費支給申請の負傷日及び負傷原因記載における炎症・疼痛の見解】

接骨院（整骨院）において、不調を感じてから患者が来院する時期や動機は様々で、

①受傷直後もしくは受傷日の一両日中に来院

②痛めてから暫くの期間（捉え方は個々による）様子を見ていたが、治癒に至らない、もしくはより以上に痛みが増してきたので来院

③以前より不調を感じていたが、痛みが強くなり来院

等、そのタイミングは人により異なる。（医療機関への受診タイミングも同様と推測される。）

柔整業務における運動器系疾患の場合、受傷後、急性炎症が起こり治癒への過程をたどるが、時間経過とともに急性炎症後期及び慢性炎症に移行した時期、すなわち、症状の軽減・緩和してきている時期に、日常生活等による反復した動作で症状が悪化する事があり、患部には再び急性炎症症状（発熱・発赤・腫脹・疼痛・機能障害）が起こる。

炎症を病理学的観点から捉えると、急性炎症、慢性炎症はあくまでも経過時間による便宜上の分類である。

来院時間診で負傷日確認の際、「いつからかは解らないが以前より症状があり、昨日から症状が悪化した」と患者が訴え、且つ、急性炎症の所見があれば負傷日は『昨日』と捉え、又、負傷原因として「普段と何ら変わらない生活をしてきたのに痛くなってきた」或いは「なぜかわからないが痛くなってきた」等、『いつ、どこで、何をして、どんな症状になった』という明確な原因が断定できない場合、負傷原因は『不明』あるいは『家事仕事中（農作業中）』以外、適切な表現方法は存在しないと勘案する。

【反復動作によって発生する痛みについて】

例として、外側上顆炎を挙げると、前腕伸筋腱に反復してかかる負荷によって、小断裂・出血・部分剥離が起き、疼痛を生じる。これらが原因として急性症状として発症する。

症状が軽減しても再び反復する動作によって再発を来す。

患部は、組織変性により、石灰化や腱の肥厚が観られ、反復性外傷と癒痕組織の修復における変性病態が観られる。所謂、つねに患部が炎症を起こしている状態、「持続性の急性痛」を来した状態である。

反復動作による痛みは、一般的な負傷の概念「いつ、どこで、どうして、どうなった」ではなく、病理学的には「急性炎症」「持続性の急性痛」が観られることから、整復師の適応症例であり、算定基準にある負傷日の明確な断定は困難で、「大体いつ頃から」という曖昧な表現でしか回答出来ない。

故に便宜上、痛みの増した日や今日、昨日を敢えて特定し記載しているものである。

国際疼痛学会（1985年）において、疼痛(dolor)の定義とは

「急性疼痛」と「慢性疼痛」とに分類でき

a：組織が傷ついた時に感じ、キズが治ると消えるのが「急性痛」

b：慢性痛とは、慢性頭痛のように痛みの原因が治っても痛みが続く現象。

c：ガンや関節リウマチの痛みは慢性痛に似ているが、つねに患部で炎症を起こし続けていることから「持続性の急性痛」と呼ばれる。

以上により、反復動作によって発する患部の痛みについては「急性炎症」「持続性の急性痛」と捉え、柔道整復施術療養費支給申請の適用範囲であり、支給申請における『負傷日』『負傷原因』記載についての見解とする。